

医療法人財団新生会大宮共立病院介護医療院運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人財団新生会が開設する介護医療院「大宮共立病院介護医療院 C2・C4 病棟(以下施設という。))の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態であって主として長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業の実施に当たっては、入院患者の意思及び人格を尊重して、常に入院患者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称は所在地及び定員は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人財団新生会 大宮共立病院介護医療院
- 2 所在地 さいたま市見沼区片柳 1, 550 番地
- 3 定員 2 病棟 114 人

(施設の職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名
管理者は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 3 人(常勤)
医師は、入院患者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 3 看護職員 19 人(常勤)
看護職員は、入院患者の日々健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護を行う。
- 4 介護職員 29 人(常勤)
介護職員は、心身の状況等に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 5 理学療法士・作業療法士 各 2 人(常勤)

理学療法士及び作業療法士は、身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。

6 薬剤師 2人(常勤)

薬剤師は服薬指導等を行う。

7 管理栄養士 1人(常勤)

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、利用者の栄養管理、調理師の指導を行う。

8 介護支援専門員 2人(常勤)

介護支援専門員は、施設サービス計画書の作成を行う。

(介護医療院のサービスの内容)

第5条 介護医療院のサービスの内容は、次のとおりとする。

1 入所の対象者は、病状や心身の状況を照らし、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療が長期にわたり必要と認められる者とする。

2 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 入院患者の病状等に照らし、居宅での生活が可能な場合には退院を指示する。

イ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。

ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

エ 入院患者や他の入院患者の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為は行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ 診療は、療養上妥当適切に行い、看護・医学的管理下の介護は適切な技術により行う。また、入院患者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行い、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入院患者の身体状況、病状、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、入院患者の能力、その置かれている環境等を踏まえて入院患者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、入院患者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従事者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入院患者にその内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院患者が選定する特別な個室等を利用した場合の利用料 個室 一日 5,500 円・二人部屋 一日 2,200 円

二 理美容代 実費

三 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入院患者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入院患者は、次に掲げる事項を厳守すること。

1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

2 火気の取り扱いに注意すること。

3 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

4 その他管理上必要な指示に従うこと。

(非常災害対策)

第9条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 定期採用者 採用後3日以内 中途採用者 採用後6ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人財団 新生会 理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

令和元年10月1日改定